

改正後（新）	改正前（旧）
埼玉県訪問系介護事業所における複数訪問費用補助金交付要綱 （趣旨） 第1条 県は、<u>利用者宅等へ訪問し別表1に記載する介護保険サービス</u>を行う事業者（以下「事業者」という。）が、利用者等からの暴力行為等に対応するため、<u>複数訪問について介護報酬の加算等がない介護保険サービスを提供する場合や</u>、複数訪問について利用者等の同意を得られず介護報酬の加算等が適用できない場合に、複数訪問を行う事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。 （定義） 第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 <u>（1）暴力行為等 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等をいう。</u> <u>（2）訪問者 利用者宅を訪問し、介護保険サービスの提供を行う者をいう。</u> <u>（3）同行者 訪問者とともに利用者宅等を訪問する者であって、利用者等の暴力行為等に対応することにより訪問者の安全を確保することを主たる目的として同行する者をいう。なお、訪問者と同一の業務又は他のサービスの提供等を主たる目的として同行する者は含まない。ただし、同行者が別表2に掲げる資格等に該当しない場合、ハラスメント対策を含む最低限の介護知識を得るための研修を受講している者に限る。</u> <u>（4）複数訪問 訪問者が介護保険サービスを提供するにあたり、利用者等の暴力行為等に対応するため、同行者とともに複数名で利用者宅を訪問することをいう。</u> <u>（5）利用者 介護保険サービスについて利用契約を締結した者等をいう。</u> <u>（6）利用者等 利用者又はその家族及び同居人をいう。</u> （7）介護報酬の加算等 次のアからエまでのいずれかに掲げる規定により、介護保険サービス費用に係る単位数を算定又は加算することをいう。 ア 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表第1項の訪問介護費の注 <u>8</u> イ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第3項の訪問看護費の注 <u>6</u> ウ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）別表第2項の介護予防訪問看護費の注 <u>5</u> <u>エ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）別表第4項の随時訪問サービス費（Ⅱ）</u> （補助対象者） 第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、県内に所在する <u>別表1の介護保険サービス</u>を行う事業所を設置している <u>法人</u>であって、次条に規定する補助対象事業を行う者とする。 <u>ただし、市町村が自ら実施する場合を除く。</u>	埼玉県訪問系介護事業所における複数訪問費用補助金交付要綱 （趣旨） 第1条 県は、<u>訪問介護等</u>を行う事業者（以下「事業者」という。）が、利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数訪問による訪問介護等を行い、利用者等の同意を得られず介護報酬の加算等が適用できない場合において、複数訪問を行う事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。 （定義） 第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 <u>（1）暴力行為等 第9条の規定による補助金の交付申請（以下「交付申請」という。）を行った日（以下「申請日」という。）の属する年度に県が別に定める訪問系介護事業所における複数訪問費用補助金事前協議に係る実施要領（以下「県要領」という。）で規定する暴力行為等をいう。</u> <u>（2）複数訪問 複数名の訪問者等による訪問介護等をいう。</u> <u>（3）訪問介護等 指定居宅サービスに該当する訪問介護若しくは訪問看護又は指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護をいう。</u> <u>（4）訪問者等 県要領で定める訪問者等をいう。</u> <u>（5）利用者 訪問介護等の利用者をいう。</u> <u>（6）利用者等 利用者又はその家族及び同居人をいう。</u> （7）介護報酬の加算等 次のアからウまでのいずれかに掲げる規定により、介護サービス費用に係る単位数を算定又は加算することをいう。 ア 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表第1項の訪問介護費の注 <u>6</u> イ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第3項の訪問看護費の注 <u>4</u> ウ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）別表第2項の介護予防訪問看護費の注 <u>3</u> （補助対象者） 第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、県内に所在する <u>訪問介護等</u>を行う事業所を設置している事業者であって、次条に規定する補助対象事業を行うものとする。

改正後（新）	改正前（旧）
<u>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象とならない。</u> <u>（１）役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は受入事業者の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。</u> <u>（２）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u> <u>（３）役員等が自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</u> <u>（４）役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</u> <u>（５）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</u> （補助対象事業） 第４条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、複数訪問を行うための事業であって、次に掲げる要件のうち<u>（１）（２）及び（３）のすべての要件を満たし、かつ、（４）又は（５）のいずれかに該当するものとする。</u> （１） 利用者等による暴力行為等から訪問者等の安全を確保するため、複数訪問が必要であると知事が認めること。 <u>（２） 同行者は国又は地方公共団体の職員ではないこと。</u> <u>（３） 訪問先が有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅に該当しないこと。</u> <u>（４） 複数訪問について介護報酬の加算等があるサービスの場合、介護報酬の加算等の適用について利用者等の同意が得られない又は得られる見込みがないこと。</u> <u>（５） 複数訪問について介護報酬の加算等がないサービスであること。</u> <u>2 補助対象事業は第９条に規定する交付決定を受けた後に実施するものとする。ただし、緊急性等を勘案し、知事が認める場合は、この限りではない。</u> （補助対象経費） 第５条 補助の対象となる経費は、補助対象事業に係る経費であって、国、他の地方公共団体等から類似の補助金等の交付を受けていないものに限る。 （補助金の額） 第６条 補助金の額は、別表<u>3</u>第１欄に定めるサービス種類に応じて、<u>第２欄に定める補助基準額に訪問回数に乗じて得た額とする。</u>	<u>2 前項の事業者には、複数訪問を複数の事業者が共同して行う場合の主たる事業者を含む。</u> （補助対象事業） 第４条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、複数訪問を行うための事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 （１） 利用者等による暴力行為等から訪問者等の安全を確保するため、複数訪問が必要であると知事が認めること。 （２） 複数訪問を行うことに利用者等の同意が得られない<u>ことについて相当の理由があり、介護報酬の加算等が適用できないこと。</u> （補助対象経費） 第５条 補助の対象となる経費は、補助対象事業に係る経費であって、国、他の地方公共団体等から類似の補助金等の交付を受けていないものに限る。 （補助金の額） 第６条 補助金の額は、別表第１欄に定めるサービス種類に応じて、第２欄に定める補助基準額に、<u>第３欄に定める補助率を</u>乗じて得た額とする。 <u>2 前項の規定により算出して得た補助金の額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</u> （交付申請に係る事前協議）

改正後（新）	改正前（旧）
<u>（補助対象時期）</u> 第7条 補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付申請のあった日からその属する年度の3月31日までとする。ただし、補助対象者は事業期間を必要最小限とするよう努めるとともに、その期間内で問題解決に向けた検討を進めることとする。 <u>（補助金の交付申請）</u> 第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による交付申請書に事業計画書を添えて、提出しなければならない。なお、申請は、法人単位で行うものとする。 2 規則第4条第2項に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。 （補助金の交付決定） 第9条 知事は、申請者から前条の交付申請書の提出を受けたときは、これを審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を様式第2号による交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。 2 知事は、補助金を交付しないことを決定した場合には、様式第3号により通知するものとする。 <u>（補助金の交付条件）</u> 第10条 前条の補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 （1） 事業を変更、中止、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。 （2） この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。 （3） この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。 （4） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。 （5） 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、申請書の提出をもってこれに同意したものであるものとする。 — <u>（補助事業の変更等）</u> 第11条 申請者は、補助対象事業の内容の変更、中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ様式第4号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。 2 知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。 （実績報告） 第12条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助金の交付決定に係る補助対象事業が完了したときは、当該	第7条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請を行う前に、知事に協議しなければならない。2 前項の規定による協議に必要な手続は、知事が別に定めるものとする。 （補助金の内示） 第8条 知事は、前条の書類の提出を受けたときは、これを審査の上、補助しようとする金額を算定するとともに、当該書類を提出した者に対してあらかじめ補助しようとする金額を内示するものとする。 （補助金の交付申請） 第9条 前条の内示を受けた者（以下「内示決定者」という。）は、様式第1号による交付申請書に次に掲げる書類を添えて、申請日の属する年度の末日までに提出しなければならない。 （1） 事業計画書 （2） 事業計画内訳書 （3） その他知事が必要と認める書類 （補助金の交付決定） 第10条 知事は、内示決定者から前条の交付申請書の提出を受けたときは、これを審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を様式第2号による交付決定通知書により、当該内示決定者に通知するものとする。 2 知事は、補助金を交付しないことを決定した場合には、様式第3号により通知するものとする。 （実績報告） 第11条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助金の交付決定に係る補助対象事業が完了したときは、当該

改正後（新）	改正前（旧）
対象事業が完了した日の翌日から起算して<u>1か月</u>以内又は<u>当該年度の</u>3月31日のいずれか早い日までに様式第5号による実績報告書に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。 (1) 事業実績内訳書 (2) <u>複数訪問を行った日並びに訪問者及び同行者の記録</u> (3) その他知事が必要と認める書類 （補助金の額の確定） 第13条 知事は、交付決定者から前条の実績報告書の提出を受けたときは、これを審査の上、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6号による補助金確定通知書により、速やかに交付決定者に通知するものとする。 （補助金の請求等） 第14条 交付決定者は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定したときは、速やかに請求書を提出しなければならない。 2 前項の請求があったときは、知事は速やかに補助金を当該交付決定者に支払うものとする。 （交付決定の取消し等） 第15条 知事は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。 (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。 (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。 (3) その他知事が適当でないと認めたとき。 2 知事は、前項の規定により交付の決定の取消しを行った場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。 <u>（その他）</u> 第16条 <u>この交付要綱に定める補助対象事業については、第1条第2項の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の適用がある。</u> （補則） 第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。 附 則 この要綱は、制定の日から施行し、令和4年11月1日以降に行われた補助対象事業に係る補助金の交付について適用する。 附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、令和8年7月31日から施行し、令和8年7月3日以降に行われた補助対象事業に係る補助金の交付について適用する。	対象事業が完了した日の翌日から起算して<u>2週間</u>以内又は<u>令和5年</u>3月31日のいずれか早い日までに様式第4号による実績報告書に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。 (1) 事業実績内訳書 (2) <u>複数訪問を行った日が記載された書面</u> (3) その他知事が必要と認める書類 （補助金の額の確定） 第12条 知事は、交付決定者から前条の実績報告書の提出を受けたときは、これを審査の上、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第5号による補助金確定通知書により、速やかに交付決定者に通知するものとする。 （補助金の請求等） 第13条 交付決定者は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定したときは、速やかに請求書を提出しなければならない。 2 前項の請求があったときは、知事は速やかに補助金を当該交付決定者に支払うものとする。 （交付決定の取消し等） 第14条 知事は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。 (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。 (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。 (3) その他知事が適当でないと認めたとき。 2 知事は、前項の規定により交付の決定の取消しを行った場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。 （補則） 第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。 附 則 この要綱は、制定の日から施行し、令和4年11月1日以降に行われた補助対象事業に係る補助金の交付について適用する。 附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

改正後（新）	改正前（旧）																		
別表１（第１条関係） <table><tr><td>1</td><td>訪問介護</td></tr><tr><td>2</td><td>訪問看護（介護予防を含む。）</td></tr><tr><td>3</td><td>訪問リハビリテーション（介護予防を含む。）</td></tr><tr><td>4</td><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</td></tr><tr><td>5</td><td>夜間対応型訪問介護（随時訪問型サービス費（Ⅱ）を算定している場合を除く。）</td></tr><tr><td>6</td><td>小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）</td></tr><tr><td>7</td><td>看護小規模多機能型居宅介護</td></tr><tr><td>8</td><td>居宅療養管理指導（介護予防を含む。）</td></tr><tr><td>9</td><td>福祉用具貸与（介護予防を含む。）</td></tr></table> 別表２（第２条関係） 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、管理栄養士、精神保健福祉士、介護員養成研修等の修了者、福祉用具専門相談員、福祉の専門性を有する者と認められる者	1	訪問介護	2	訪問看護（介護予防を含む。）	3	訪問リハビリテーション（介護予防を含む。）	4	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5	夜間対応型訪問介護（随時訪問型サービス費（Ⅱ）を算定している場合を除く。）	6	小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）	7	看護小規模多機能型居宅介護	8	居宅療養管理指導（介護予防を含む。）	9	福祉用具貸与（介護予防を含む。）	
1	訪問介護																		
2	訪問看護（介護予防を含む。）																		
3	訪問リハビリテーション（介護予防を含む。）																		
4	定期巡回・随時対応型訪問介護看護																		
5	夜間対応型訪問介護（随時訪問型サービス費（Ⅱ）を算定している場合を除く。）																		
6	小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）																		
7	看護小規模多機能型居宅介護																		
8	居宅療養管理指導（介護予防を含む。）																		
9	福祉用具貸与（介護予防を含む。）																		

改正後（新）				改正前（旧）			
別表 3（第 6 条関係）				別表（第 6 条関係）			
1 サービス種類	2 補助基準額			1 サービス種類	2 補助基準額		3 補助率
	サービス提供時間	別表 2 に該当する者	別表 2 に該当しない者	訪問看護	30 分未満	2,540 円／回	10 分の 9
1 訪問介護 4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問介護サービスを行っている場合。）	20 分未満	1,630 円／回	1,340 円／回		30 分以上	4,020 円／回	
6 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）	20 分以上 30 分未満	2,440 円／回	2,010 円／回	訪問看護 （看護補助者が同行する場合）	30 分未満	2,010 円／回	
7 看護小規模多機能型居宅介護（訪問介護サービスを行っている場合。）	30 分以上	3,870 円／回	3,170 円／回		30 分以上	3,170 円／回	
2 訪問看護（介護予防を含む。）	30 分未満	2,540 円／回	2,010 円／回	介護予防訪問看護	30 分未満	2,540 円／回	
4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを行っている場合。）					30 分以上	4,020 円／回	
7 看護小規模多機能型居宅介護（訪問看護サービスを行っている場合。）	30 分以上	4,020 円／回	3,170 円／回	介護予防訪問看護 （看護補助者が同行する場合）	30 分未満	2,010 円／回	
3 訪問リハビリテーション（介護予防を含む。）	30 分以上	3,080 円／回	2,010 円／回		30 分以上	3,170 円／回	
5 夜間対応型訪問介護				訪問介護 （身体介護が中心である場合）	20 分未満	1,630 円／回	
8 居宅療養管理指導（介護予防を含む。）					20 分以上 30 分未満	2,440 円／回	
9 福祉用具貸与（介護予防を含む。）	30 分以上	3,870 円／回	3,170 円／回		30 分以上	3,870 円／回	
				訪問介護 （生活援助が中心である場合）	45 分未満	1,790 円／回	
					45 分以上	2,200 円／回	

改正後（新）

様式第1号

年 月 日

（宛先）埼玉県知事

住所（法人本部所在地）

法人名

代表者職・氏名

令和 年度 埼玉県訪問系介護事業所における複数訪問費用補助金交付申請書

標記の補助金について、交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

2 提出書類 別紙 事業計画書

- 3 確認事項
- ☐ 同行者に対する守秘義務遵守の説明の有無【必須】
 - ☐ 市町村担当課、地域包括支援センターへの相談の有無【必須】
（相談時期： _____ ）
 - ☐ ハラスメント相談窓口への相談の有無【必須】
（相談時期： _____ ）
 - ☐ 警察への相談の有無
（相談時期： _____ ）
 - ☐ 弁護士等への相談の有無
 - ☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員が代表者、構成員である団体は補助金を申請できないことを確認しました。

本申請書に記載した内容が事実と相違ないことを確認し、虚偽や不正な記載がないことを誓約いたします。

☐ 申請内容に相違ありません

改正前（旧）

様式第1号

年 月 日

（宛先）埼玉県知事

住所（法人所在地）
〒

法人名

代表者職・氏名

令和 年度 埼玉県訪問系介護事業所における複数訪問費用補助金交付申請書

標記の補助金について、交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

- 2 提出書類
- (1) 事業計画書
 - (2) 事業計画内訳書
 - (3) 暴力団排除に関する誓約書

[illegible]

事業計画書

補助対象年度	
事業所番号	
事業所名	

補助申請見込額

(単位: 円)

補助基準額 A	所要額 B (A × 9/10)

(注) 1 A欄には内訳の(ウ)の合計額を記載する。

2 B欄は10円未満の端数を切り捨てた額を記載すること。

(内訳) ※事業計画内訳書の内容を記載してください。

(単位: 円)

サービス種類	サービス提供時間	補助基準単価 (7)	訪問回数 (予定) (4)	補助基準額 (ウ) (7) × (4)
訪問看護	30分未満	2,540		
	30分以上	4,020		
訪問看護 (看護補助者が同行する場合)	30分未満	2,010		
	30分以上	3,170		
介護予防訪問看護	30分未満	2,540		
	30分以上	4,020		
介護予防訪問看護 (看護補助者が同行する場合)	30分未満	2,010		
	30分以上	3,170		
訪問介護 (身体介護が中心である場合)	20分未満	1,670		
	20分以上30分未満	2,500		
	30分以上	3,960		
訪問介護 (生活援助が中心である場合)	45分未満	1,830		
	45分以上	2,250		
合計				

改正後（新）

改正前（旧）

事業計画内訳書

補助対象年度		
事業所番号		
事業所名		

サービス種類		訪問看護			
番号	被保険者番号	被保険者氏名	補助基準単価	訪問回数	補助基準額
1					
2					
3					
4					
5					
合計					0

サービス種類		介護予防訪問看護			
番号	被保険者番号	被保険者氏名	補助基準単価	訪問回数	補助基準額
1					
2					
3					
4					
5					
合計					0

サービス種類		訪問介護			
番号	被保険者番号	被保険者氏名	補助基準単価	訪問回数	補助基準額
1					
2					
3					
4					
5					
合計					0

総合計					補助基準額

（注） 補助単価や訪問回数は年度末までの年間見込を記載すること。

様式第2号～様式第3号（略）

様式第2号～様式第3号（略）

改正後（新）	改正前（旧）
様式第4号 令和 年度 埼玉県訪問系介護事業所における複数訪問費用補助金 変更（中止・廃止）承認申請書 令和 年 月 日 （宛先） 埼 玉 県 知 事 法人の所在地 法人名 代表者氏名 令和 年 月 日付け高福第 号で補助金の交付決定の通知を受けた埼 玉県訪問系介護事業所における複数訪問費用補助金について、下記のとおり変 更（中止・廃止）の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 記 1 変更（中止・廃止）の内容 2 変更（中止・廃止）する理由 3 変更（中止・廃止）後の補助金交付申請額 金 円 事務担当者： 氏 名 _____ 電 話 番 号 _____ メールアドレス _____	

改正後（新）	改正前（旧）
様式第5号 年 月 日 (宛先) 埼玉県知事 住所（法人本部所在地） 法人名 代表者職・氏名 令和 年度 埼玉県訪問系介護事業所における複数訪問費用補助金実績報告書 年 月 日付高福第 号で交付決定のあった標記の補助事業について、事業が完了しましたので、埼玉県訪問系介護事業所における複数訪問費用補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。 記 1 事業実績額 金 円 2 事業の着手年月日 年 月 日 3 事業の完了年月日 年 月 日 4 添付書類 (1) 別紙1 事業実績内訳書 (2) 別紙2 複数訪問を行った日並びに訪問者及び同行者の記録 (3) その他知事が必要と認める書類	様式第4号 年 月 日 (宛先) 埼玉県知事 住所（法人所在地） 〒 法人名 代表者職・氏名 印 令和 年度 埼玉県訪問系介護事業所における複数訪問費用補助金実績報告書 年 月 日付 号で交付決定のあった標記の補助事業について、事業が完了しましたので、埼玉県訪問系介護事業所における複数訪問費用補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。 記 1 事業の内容及び経費区分（別記） 2 事業の着手年月日 年 月 日 3 事業の完了年月日 年 月 日 4 添付書類 (1) 事業実績内訳書 (2) サービス提供記録など、複数訪問を行った日が記載された書面

改正後（新）

様式第5号（別紙1）

事業実績内訳書

1 支給額

（単位：円）
補助金額 A

（注）1 A欄には内訳の（ウ）の合計額を記載する。

2 内訳書

No	事業所名	サービス種類	支援担当者番号	訪問者氏名	補助基準額（7）	訪問回数（イ）	補助金所要額（ウ） （7）×（イ）
例	●●訪問介護	訪問介護	0000000000	〇〇 〇〇	2,440	2	4,880
1							
2							
3							
4							
5							
計							

改正前（旧）

事業実績内訳書

補助対象年度	
事業所番号	
事業所名	

補助額

（単位：円）

補助基準額 A	補助額 B（A×9/10）

（注）1 A欄には内訳の（ウ）の合計額を記載する。

2 B欄は10円未満の端数を切り捨てた額を記載すること。

（内訳）

（単位：円）

サービス種類	サービス提供時間	補助基準単価（7）	訪問回数（イ）	補助基準額（ウ） （7）×（イ）
訪問看護	30分未満	2,540		
	30分以上	4,020		
訪問看護 （看護補助者が同行する場合）	30分未満	2,010		
	30分以上	3,170		
介護予防訪問看護	30分未満	2,540		
	30分以上	4,020		
介護予防訪問看護 （看護補助者が同行する場合）	30分未満	2,010		
	30分以上	3,170		
訪問介護 （身体介護が中心である場合）	20分未満	1,670		
	20分以上30分未満	2,500		
	30分以上	3,960		
訪問介護 （生活援助が中心である場合）	45分未満	1,830		
	45分以上	2,250		
合計				

改正後（新）

様式第5号（別紙2）

複数訪問を行った日並びに訪問者及び同行者の記録

サービス種類	
被保険者番号	
被保険者氏名	

番号	訪問日	訪問者・氏名	同行者・氏名	同行者所属	同行者職種	同行者が同一事業内に所属する者が否か	事業所外同行者への支払の有無
例	7月3日	△△ △△	×× ××	●●訪問介護	訪問介護員	○	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

改正前（旧）

事業実績内訳書

補助対象年度	
事業所番号	
事業所名	

サービス種類	訪問看護				
番号	被保険者番号	被保険者氏名	補助基準単価	訪問回数	補助基準額
1					
2					
3					
4					
5					
合計					0

サービス種類	介護予防訪問看護				
番号	被保険者番号	被保険者氏名	補助基準単価	訪問回数	補助基準額
1					
2					
3					
4					
5					
合計					0

サービス種類	訪問介護				
番号	被保険者番号	被保険者氏名	補助基準単価	訪問回数	補助基準額
1					
2					
3					
4					
5					
合計					0

総合計					補助基準額

[illegible]

改正後（新）	改正前（旧）
様式第 6 号 令和 年度 埼玉県訪問系介護事業所における複数訪問費用補助金 確定通知書 文 書 番 号 令和 年 月 日 様 埼玉県知事 大野 元裕（公印省略） 標記の補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 4 0 年 埼玉県規則第 1 5 号）第 1 4 条の規定により、下記のとおり確定します。 記 1 交付決定額 円 2 交付確定額 円 3 差引過不足額 円 4 支 払 方 法 精算払 5 交付確定の条件 （1）この補助金は、埼玉県訪問系介護事業所における複数訪問費用補助金 交付要綱に基づき交付するものであること。 （2）この補助金は、補助金等の交付手続等に関する規則の適用があること。	様式第 5 号 令和 年度 埼玉県訪問系介護事業所における複数訪問費用補助金 確定通知書 文 書 番 号 令和 年 月 日 様 埼玉県知事 大野 元裕（公印省略） 標記の補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 4 0 年 埼玉県規則第 1 5 号）第 1 4 条の規定により、下記のとおり確定します。 記 1 交付決定額 円 2 交付確定額 円 3 差引過不足額 円 4 支 払 方 法 精算払 5 交付確定の条件 （1）この補助金は、埼玉県訪問系介護事業所における複数訪問費用補助金 交付要綱に基づき交付するものであること。 （2）この補助金は、補助金等の交付手続等に関する規則の適用があること。